

郵便料の電子納付についてのお願い

那覇地方裁判所

地方裁判所の事件（※）に関する郵便料の納付については、「電子納付」（インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMを利用して納付する方法）を利用していただきますようご協力をお願いいたします。

●電子納付を利用することができる事件（※）

次の手続に必要な郵便料については、電子納付を利用することができます。

- (1) 地方裁判所で審理する民事訴訟事件，手形訴訟事件，行政訴訟事件，労働審判事件，控訴事件，再審事件，不動産執行事件，第三者からの情報取得事件及び財産開示事件
- (2) 地方裁判所における高等裁判所への控訴提起事件及び上告提起事件

●電子納付のメリット

- ★ 手数料はかかりません（なお、休日・夜間に金融機関のA T Mを利用して納付するとき、金融機関によってはA T Mの時間外手数料がかかる場合があります。）。
- ★ 24 時間 365 日いつでも納付が可能です。
- ★ 裁判手続が終了したときに郵便料の残額がある場合、あらかじめ指定された口座に振り込まれますので、返還に際して裁判所に出向いていただく必要がありません。
- ★ 納付する際に、さまざまな券種の郵便切手を用意していただく必要がありません。
- ★ 書類を提出する際に、郵便切手額の確認でお待たせすることがありません。

●電子納付の流れ

電子納付は、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のA T Mを利用してすることができます。その方法について説明します。

※Pay-easy（ペイジー）の詳細は、ホームページ（<https://www.pay-easy.jp/>）をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

- 1 最寄りの裁判所の会計課の窓口で、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部（簡易裁判所含む）における、電子納付利用者登録については、最寄りの裁判所の庶務課の窓口でお尋ねください。

※電子納付利用者登録申請書は、裁判所ウェブサイトからもダウンロードすることができます。（<https://www.courts.go.jp/saiban/online/denshinouhu/index.html>）

- 2 利用者登録手続が完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

※一度「利用者登録」を済ませると、全国どこの裁判所でも電子納付の利用をす

ることができます。

- 3 訴状などの提出時に、事件の受付窓口等において電子納付をする旨を告げてください。また、上記2の「利用者登録コード」をお知らせください。

※訴状などに電子納付を希望する旨と「利用者登録コード」を記載していただくことでもかまいません。

- 4 事件の受付窓口等において、「保管金提出書」をお渡しします。

「保管金提出書」の郵送やFAXによる送信を希望される場合には、事件の受付窓口等にご相談ください。

- 5 上記4の「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払い込んでください。

※上記4の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。